

議案第 8 4 号

川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例

川崎市休日急患診療所条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（診療日）

第 4 条 診療所の診療日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
 - (3) 1 2 月 3 0 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生等により市長が特に必要と認める場合は、前項各号に規定する日以外の日を新型インフルエンザ等感染症に関する診療を行う診療日とすることができる。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

年末年始における診療所の診療日を変更すること等のため、この条例を制定するものである。